

下記の監査の結果に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成28年10月27日

新庄市監査委員 大場隆司

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 山屋セミナーハウスの平成27年度の施設管理に係る事務の執行について
2. 対象団体 山屋有志会(山屋セミナーハウス指定管理者)
3. 通知者 新庄市教育委員会 委員長 山村 明德 (統括課 社会教育課)
4. 監査期間 平成28年9月20日～平成28年9月30日

監査の結果(指摘、要望事項)	措置の内容
1. 基本協定書第22条第1項による指定管理者からの事業計画書の提出がないため、これを作成、提出するよう指示すること。	1. 基本協定書第22条第1項「乙(指定管理者)は、毎年度甲(新庄市長)が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。」の規定に基づき、当該年度の事業計画書を提出させ、事業内容を確認いたします。